

日 時	平成26年9月29日(月) 14:00~16:00	場 所	下関市商工業振興センター 3階 研修室(1)
委 員	横山眞佐子委員、宮川雅美委員、小川雅美委員、石川敏恵委員、下田佳子委員、宗田由美委員、梶山正迪委員、田中義道委員、中川浩一委員、藤村整市委員、若松佐織委員、藤原康子委員、今村方子委員 [欠席] 小林淳子委員		
事務局	[こども未来部] 福永次長、木村次長(こども育成課長)、西川次長(こども家庭課長)、山崎こども保健課長、川口こども育成課主幹、富本こども家庭課長補佐、藤堂こども家庭課主査、三原こども家庭課主査 [教育部] 三好教育政策課長、石田参事(学校支援課長)、藤岡学校安全課長、藤井学校教育課長補佐 [下関市子ども・子育て新制度準備室] 光吉室長、山本主査、大井主査、森永主査、山内主査、田中主査、栗原主査、加祥主任、金子主任、工藤主任、森主任、峰岡主任、飯田主任主事、大石主事		
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 平成26年度第4回下関市子ども・子育て審議会</li> <li>▶ 幼保連携型認定こども園の認可申請状況について</li> <li>▶ 2号認定・3号認定子どもに係る利用調整について</li> <li>▶ 下関市の利用者負担(保育料)の考え方について</li> <li>▶ 平成27年度 特定教育・保育施設 利用定員について</li> <li>▶ 下関市子ども・子育て支援事業計画(素案)</li> </ul>		

#### 横山会長

それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。

小林委員からは欠席の知らせがございましたので、今日は1名欠席ということで、13人の出席で始めさせていただきます。

今日の進行は、お配りいたしました次第にありますように、議事は1番からその他の6番、16時までとなりますので、よろしくお願ひします。

資料は事前にお配りさせていただいていると思いますが、その他にも本日テーブルの上に載っております資料もありますので、事務局から資料についてご説明をお願いいたします。

#### 田中主査

それでは資料の確認ということで、事前にお送りしたのから、一応確認させてください。

まず、事前送付いたしましたものは、本日の最初の議題にしております「幼保連携型認定こども園の認可申請状況について」というA3版の1枚の横書の資料、次に表面が「2号・3号認定子どもの保育の必要性認定の流れ」、裏面は「利用調整について」というA4縦書の両面の資料。「下関市の利用者負担(保育料)の考え方について」というA4の資料、それから「下関市子ども・子育て支援事業計画(素案)」という一番分厚いものを事前送付してはりましたが、これには第5章が入っていないため、本日、机の上に第5章を置かせていただいております。

本日配付の資料につきましては、机の上に次第を置かせていただいております。

その次が「認定こども園法の改正について」という、認可の申請の状況をご説明する時に見ていただくというものでA4をホチキスで2枚とめています。その次が「子どものための教育・保育給付」

という支給認定の申請書で、ホチキスでとめている2枚です。その次は1枚物ですけれども、後で説明が入るのですが、「あらゆる状況にある子どもへの支援」について、これは素案の中に付け加えたいということで、別紙1枚を本日机の上に置かせていただいています。

それから、机の上に置いている一番厚いものの第5章、あとA3縦の「平成27年度特定教育・保育施設の利用定員について」という資料を本日、机の上に置かせていただいております。

委員の皆様には、2つほどカラーのものを置かせていただいています。1つ目が「なるほどBOOK」の改訂版がたまたま本日届きましたので、お配りいたします。前回お渡しした分から、内容が濃くなっていたり、追加があったりしています。

なお、市報10月号がもうすぐご自宅にも届くと思いますが、特集で新制度の紹介をしています。手続の説明などをしていきますので、これについても本日お配りをいたします。最初のページぐらいに特集がございます。資料については以上でございます。

横山会長

ありがとうございました。それでは、この次第に沿っていきたいと思いますが、議題1の「幼保連携型認定こども園の認可申請状況について」の説明をお願いします。

田中主査

では続けて、私のほうからご説明をさせていただきます。資料は最初にご案内いたしました事前送付のA3横書の「幼保連携型認定こども園の認可申請状況について」、それから本日机の上に置かせていただきましたA4の2枚の「認定こども園法の改正について」です。これは参考までに見ていただきながらご説明をさせていただきたいと思います。

幼保連携型認定こども園の認可に関しましては、改正認定こども園法の第17条に基づきまして、その第3項には、“認可しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。”とあります。

また、基準に適合する場合は設置の認可をするものとするとして、条件付きで認可しないことができる、という表現とされています。

その条件とは、支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合とされ、計画の量の見込みに対して、施設が多すぎることになる場合のことを指しています。

また、あらためまして本日お配りしました参考資料の、自治体計画と認可・認定の関係とをご覧ください。認定こども園に移行を希望する幼稚園、保育園があれば、基準を満たす限り認可が行われるように、認定こども園枠を設定するよう求められています。

では、事前に配布した資料でございますが、現時点では4つの施設の認可申請がございました。表のとおりでございます。

表は、4つの施設毎に、6月の議会で策定しました条例の基準が左側にございまして、施設毎に基準を充たして申請がされていることを示しています。

基準については、学級編制に関する基準、職員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準などございます。資料の表には入れておりませんが、運営に関する基準と申しますのは、教育・保育の期間及び時間については、教育週数39週以上、教育時間4時間、教育・保育時間8時間とすることや、保育を必要とする園児に対して、自園調理による食事提供を行う義務のことなどが入ります。

以上、4つの施設の幼保連携型認定こども園の認可申請に関して説明させていただきました。ご意

見ございましたらよろしくお願いたします。

委員

幼保連携型認定こども園というのは、また申請がこれから出てくるのでしょうか。

横山会長

今のところ申請が出ているのは、この4園ということでしょうか。

他はまだ申請されていないということでしょうか。

田中主査

現時点で、幼保連携型認定こども園への移行を考えてらっしゃるのが4園となっています。

なお、参考資料の1ページ目に紹介していますが、認定こども園は4つの類型がございます。ただいまご確認いただいています申請状況につきましては、幼保連携型認定こども園の認可の申請でございまして、幼保連携型認定こども園に関しましては下関市が認可を行います。

幼保連携型の下に、幼稚園型、保育所型あるいは地方裁量型という類型を紹介していますが、こちらについては、認定ということになり、山口県にて認定を行うこととなります。

市内で、幼稚園型認定こども園への移行を検討されていらっしゃる幼稚園があって、この認定の申請を県になされたかどうかについては、まだ確認はできておりません。

委員

需要と供給の関係の説明がありまして、需要のほうが供給よりも多く、もう少し施設を供給する必要がある場合には、原則認可となるということですが、そのような原則から考えると、この4つの施設については、どうなるのでしょうか。

田中主査

順番が前後してしまい、後程、支援事業計画の第5章の関係で需要と供給の関係を説明させていただきたいと考えております。

あらためてですが、認可しないことができるのは、計画の達成に支障が生ずる場合となっているのと、それに加えて、国においては、現時点で移行の希望を持っていらっしゃる幼稚園、保育園は認可する方向でいくというガイドを出しております。それが参考資料の“自治体計画と認可認定の関係”と の部分で説明されています。

青天井にたくさん数字を取っていいというわけではないのですが、計画的に認定こども園の枠をつくって認可するよという方向でございますので、後で第5章のご説明を見ていただくのですが、需要量を超えていても認可をするという点はございます。

先々、供給量が超えている地域でも認可をするというのはございますが、枠を設けてという考え方で、この度は認可の方向で動いております。よろしかったでしょうか。

委員

今の話でいえば、彦島地区では西山幼稚園が閉園、それから江浦幼稚園も今後定員の調整などがあると。そのような方向で今進んでいる状態です。また私立幼稚園が1つ、下関短期大学附属幼稚園が

あります。

こうしたことを考えたときに、今回、でしまつ、聖母園が認定こども園の認可を受けたいということですが、委員が言われたように、この1号認定の子ども達が本当に少ない数の中で、でしまつや聖母園、また私立幼稚園とみんなで取り合うような形になっていくというのは、市の計画のスタートにあたって、本当にいいのだろうかというところがあります。

もちろん、国の思いとすれば、できるだけ認定こども園というものを進めていこうという思いがあると思うのですが、まさに弱肉強食の世界がこの中に盛り込まれているように思います。

今までにないことだけに、違和感を覚えます。こうしたことを認めざるを得ないという市や国の思いもわからなくもないのですが、実際に、聖母園さんとでしまつさん、それからその地域の幼稚園も含めての話し合いというものが行われているのか。これが行うことがないまま、手だけ挙げさせて、後で利用調整というのは本当にできるのだろうかと思います。率直な感想です。

委員

利用定員についての資料で説明していただけたら、もう少しわかりやすいのではないかと思います。

横山会長

利用定員については、後でということでしたが、順番を早め、今一緒に説明いただけますか。

田中主査

はい。それでは、ここでいったん利用定員の話もさせていただきます。見ていただきますのは A3 縦の「特定教育・保育施設の利用定員について」という資料でございます。

この表の見方を最初にご説明いたしますと、区域ごとに市立、私立すべての施設を掲載しています。“H27 施設類型”とありますが、幼稚園、新制度に移行しない幼稚園、保育園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園と整理いたしております。“直近の園児数”については、幼稚園は今年5月1日現在の園児数、保育園については今年3月の園児数を記載しております。

“27 認可定員”は最終的な手続が終わっていないものも含めて、27年度の認可定員に対する施設のお考えをもとに記載させていただいています。

“27 利用定員”について、まず利用定員というものがどういったものかについて少しお話させていただきます。

利用定員というのは、新制度で新しくできた概念でございますが、新制度の給付制度の対象となる施設としての確認を市から受けようとする際に、教育・保育施設の設置者、いわゆる幼稚園や保育園の設置者または小規模保育事業などの地域型保育事業を行う事業者からの申請に基づいて市が定めるものでございます。そして、利用定員を定める際には審議会のご意見を聴かなければいけないとされています。

利用定員は、認可定員に一致させることが基本なのですが、原則として利用定員は、認可定員を超えない範囲内で、その施設の利用状況を反映して設定します。この度も申請をいただいて、その施設のご意向など確認させていただいて、この表の数値を記入しております。

実際の利用者数が、ずっと認可定員を下回る施設については、認可定員にかかわらず、利用定員は実際の利用者数からの設定となっております。また、この場合においては、認可定員を利用定員に合わせて減らす必要はありません。



利用定員を超える受け入れに関しては、やむを得ない事情がある場合に認められており、これは市の判断となっています。想定されているのは、例えば認定こども園で、1号認定の子どもが2号認定に該当するようになった場合や、その逆。また、保護者と直接契約となる幼稚園など施設での入園辞退者数の見込み違いなどがあります。

利用者数が、利用定員をずっと超える状況が見られる施設は、利用定員の見直し、確認の変更を行う必要がございますし、見直しが行われなければ、利用定員によって施設などにお支払いする給付費の単価が決まりますので、単価を下げる措置なども用意されています。

新制度に移行されない施設については、実際の利用者数などの数値を参考に、支援事業計画はつくっていきます。

#### 委員

皆さんも不可解だと思われると思いますが、幼稚園で未移行幼稚園の利用定員が0、空欄になっているのはどういう意味ですか。

#### 田中主査

確認の対象となる施設、新制度に移行される施設のみ利用定員の設定を行うこととなりますので、新制度に移行されない場合は、利用定員自体を設定しません。

したがって、ここに数字があると、まるで新制度に移行されるかのような説明になってしまいますので、移行されないというご意思をお聞きしているところは、数字を入れていない状態でございます。

直近の園児数と認可定員の数値に関しては、後から見ていただく第5章の支援事業計画にて、もちろん園児さんを教育されるという意味で数字を入れております。

#### 委員

それはおかしいのではないのでしょうか。未移行幼稚園をそのように差別するべきではありません。例えば括弧書きなりで人数を入れて、トータルに未移行幼稚園の人数まで足した数字を表記するべきではないのでしょうか。そして、それに対して、どのくらい足りるか足りないかということを経済に出します。

そうでなければ、これを見ると、未移行の9園は市から疎外されているように受け取られてしまいかねません。

それと“未移行”という表現自体どうなのでしょう。

#### 田中主査

新制度における施設の利用定員については、審議会で意見をいただくことが義務付けられておまして、そのための一覧表の資料であります。また市内の幼稚園において、27年度は新制度に移行されないという施設がある場合はこれを明確にする必要もありますので“未移行幼稚園”という言葉を使わせていただいています。

ただ、この資料自体は、この審議会の皆さん以外にも審議会の資料としてオープンにいたしますので、委員ご提案のように、未移行幼稚園の利用定員の欄の表現は工夫させていただき、改めさせていただきます。

横山会長

この利用定員の総合計6,911人という中には、未移行幼稚園の人数は入っていないのでしょうか。

田中主査

利用定員は、あくまでも新制度の施設において設定するものですので入っておりません。

委員

保育園、幼稚園がこども園になった場合、1号、2号、3号の定員設定ができます。

保育園から認定こども園に移行した際の1号認定の定員はどのようにお考えですか。

田中主査

第5章でお話しするものになってきているのですが、先程、認定こども園枠というのを資料で見させていただきましたが、幼稚園も保育園も移行の意思があれば、認可する方向というのが国の考え方であり、現在、これに従おうとしています。

ただし、未来永劫ずっとそうではなく、今はっきりとは決められませんが、今年あるいは来年に手をあげていただけるための、認定こども園の枠をつくっていくことを考えています。

例えば先程、彦島地区のお話が委員からありましたが、すでに1号の需要に対して供給のほうが多い状況であれば、確かに新しく認可するところは極力少なくしなければなりません。

といっても、2号というのは保育の必要な方のことですが、保護者の状況が変わって1号になった時に、その施設をやめずに過ごせるようにすることが認定こども園の狙いです。

そのような子ども達はきちんと移行できるような数字は取っておかなければいけないという意味で、現実的には5人、10人という数字で設定する方向になるのではないかと考えております。

委員

それは定員増とするのですか。それとも、現定員の2号を減らすのでしょうか。

田中主査

両方のケースがあってケースバイケースです。認可の可否の話ですので、ここで総じての話は、なかなか難しいと思います。

委員

子ども・子育て支援事業計画を作られるにあたって、5年先を見越してのそれぞれ需要の調査を行い、それに基づいて待機がいるところは待機をなくし、1号、2号、3号のそれぞれ多いところについてどうしていくか、というのが計画に反映されるのだと思います。

需要に対して、毎年これだけ供給体制を増やしていくという計画が、この審議会でも出たと思うのですが、それに基づいて、どこまでも需給の調整を図りながら、この5年間の計画を立てていこうとされていくのか。未移行幼稚園の利用の数というのは、どのように反映するのか、それとも反映されないのか、その点はどうでしょうか。

田中主査

支援事業計画については、今年度いったん完成をさせます。年度末のタイミングで、少なくとも27年度の状況については施設のご意思とか全部含めて、その時点の最新の情報を反映いたします。

当然、28年度以降については、施設の方のご判断が変わる場合もありますので、改めてやりとりをさせていただきながら、計画自体を更新するといったことも考えられますし、確認も毎年ございますので、利用定員自体も変更が必要であれば変更していきます。

したがって、利用定員を積み上げたもので計画をつくりますので、利用定員を変えるということは計画自体を毎年更新していくということになります。

その中で、この区域ごとに認可をすべき状況なのか変わってくるというのも前提でございますので、今ここで申し上げている認定こども園については、ずっとこの状況ではないことは明らかです。

支援事業計画の第5章の話に入っておりますので、本日お配りした資料の、具体的に63、64ページの彦島地区を見ていただきましょうか。彦島地区を例に説明させていただきますと、子どもの数がぐっと減っていくという見込みです。それに対して、今は10施設ございますけれども、来年には西山幼稚園が閉園になるので9施設になる予定です。そして、来年からは、今認可についてのご意見をいただいているところですが、でしまつ保育園さんと聖母園さんが認定こども園の申請を出されていると。また、先程の利用定員の資料を見ていただくとわかるのですが、今のところ、彦島地区の私立幼稚園は新制度に移行しないというご判断をお聞きしています。それから、公立保育園が2つあります。

この数字を見ていただきますと、63ページの表で1号、2号、3号それぞれで量の見込みと確保方策の数字を差し引きしたものが達成状況でございます。27年、28年は2号、3号認定にマイナスがございしますが、1号認定は明らかに数が多く、達成状況がプラスとなっており、供給過剰という状態になります。2号、3号は29年度にはマイナスが出ないということが、この見込みの数字に対しても出ているという状況でございます。

また、今申し上げた認定こども園について、でしまつ、聖母園の他に実は移行予定の園が1つございます。私立の幼稚園さんもまだ確定ではないのしょうけれども、個別にお話をしている中で、認定こども園に移行される意向があるというのをお聞きして反映させている計画の数値でございます。

このように、一つ一つの園を確保方策の中ではあげておりませんが、このような計画の作り方をしています。

ですので、彦島の場合は特別な状況であり、既に2つ出ており、今年3つ目が出て、来年4つ目が申請されるとお聞きしている状態で、下関の中でも珍しい状況です。

以上、このようなかたちで計画を構成させていただいているという説明になるのですが、ご質問の答えになっていきますでしょうか。

委員

確認を受けない幼稚園も数には入っているということですね。

田中主査

はい。入れております。

委員

私立幼稚園は、私しか代表がないので、私立幼稚園のことをやはり皆さんに理解してもらわなけ

ればいけません。

実は、9月16日に園長会議を開きました。そちらには市の執行部5名ほど来ていただいて、4時から7時までの3時間、説明や質疑応答を行いました。園長会議に市の執行部が来ていただいたのは、4、5回くらいになり、よく来ていただきましたし、我々も大事な案件ですので、何とか意向に添うように迷っていました。

会議も遅くなったのでその終わりに、この新制度に移行したほうがいいのかどうか、市はどのように考えておられるのか、市の執行部にお聞きしました。

私としては、その時には市と私立幼稚園が一緒になって、「下関市の幼児教育のためにがんばりましょう」と言ってもらいたかったのですが、そこで言われたのは「市としては、お金がたくさんかかるから、移行してもらわないほうがいい」ということでした。

私の園としても、せっかくこのような計画が作られているので、市の意向に添いたいと思っていましたが、その意見を聞いて、当座は移行しないと決めたのです。

だから、未移行幼稚園と書いてある園は、すべて市の意向に従って協力していて、移行する幼稚園が市の意向に反しているのです。

木村次長

財政構造としては、確かに職員が申したように、私立幼稚園が移行されない方が市の財政負担を伴いませんが、その“が”というところがきちんとお話できず、誤解をさせてしまうような言い方になってしまい、本当に申し訳ないと思います。

タイミングがずれてしまったのですが、市のほうは、そういうことが財政的にはあったとしても、移行していただきたいと考えております。移行していただかなければ、市と一緒にやっていくということがなかなかできませんので、新制度に入っていただきたいと思っておりますとは、はっきり申し上げました。

ただ、別のタイミングであったこともあり、また心に届くような言葉になっていなかった、きちんとかわかっていただけるような言葉になっていなかったということは、本当に申し訳ないと思います。

下関市としては、移行してほしくないということではなく、財政的には厳しくなるけれども、移行していただきたいと考えであることは確かです。

実際、保育料の案を決定する際に、ずいぶんと財政当局と折衝いたしました。すべての私立幼稚園が新制度に移行した時には、保護者の保育料を高くするわけにはいきませんので、下関市民の子どものためにこれだけの市の一般財源を投じてくださいということで、ずいぶんと戦いました。

そのため、かなり時間がかかってしまいましたけれども、かなり多くの負担額を市の一般財源として出すということを交渉いたしました。今のところ、国の基準2万5,000円に対して、1万円台というギリギリの線を出したところ。うちの課としては、本当はもっと安くしたいと思い、頑張ったのですけれども、なかなか厳しい財政状況の折そういうわけにはいかないという背景もあります。

しかし、私立幼稚園に対して、決してないがしろにするわけでもなく、皆さん私達と一緒にやってほしいですし、新制度にのらないということは、なかなか一緒にステージでみんなで頑張っていくことが難しい状態ですということをお知らせしたつもりでございます。

誤解をお招きしたことにつきましては、本当に申し訳ございませんでした。



委員

次長が今のことを勉強会でおっしゃればよかったのです。

だから、今の発言をあの場合でしてくれていたら、また変わっていました。我々は市のお手伝いではありません。

財政的に困るから移行しないでほしい、そのように願っていますと言われたら、私立幼稚園は、今まで通り市の援助なくやっていかないといけないのだと思わざるを得ません。

このようなこともありましたので、皆さん理解してください。

横山会長

言葉というのは、本当に難しいことです。その状況にて、どのような言葉が出されたかによって、受け取る側も違うふうに受け取るということもあると思いますけれども、この場で相互に誤解を解消される言葉が補われて良かったと思います。

しかし、まだいくらでも変える時間はあります。ですから、委員もぜひ私立幼稚園の園長先生にお伝えいただければと思います。

他にこの件については、よろしいですか。申請状況について、錯綜してしまいましたけれども、一応、1番の申請状況については終わって、利用調整にいきたいと思います。

委員

この認可に関しては、この場でこれでいいのかどうか出さないといけないのでしょうか。

田中主査

認可すること自体は、市でさせていただくのですけれども、この資料や状況を見て、ご意見があればいただくという趣旨でございます。

時間も短いので、もし今出なくて後でいただいても、それは聞かないということでは決してありません。ただ認可の事務は進みますので、ぜひいただきたいとは思いますが。

委員

こども園の認可申請状況の表ですが、まだ材料があるのであれば、それも資料として提示していただくべきではないでしょうか。そうでなければ、市の皆さんがこの審議会はその程度にしか見ていないのかと思います。

田中主査

先程ご説明いたしましたとおり資料に掲載しておりませんが、運営に関する事項ということで、教育週の基準が39週以上というのがありますが、これにつきましてはそのまま各園で規定されているのを事務局にて確認しております。資料としてはご用意しておりません。申し訳ありませんでした。

横山会長

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の状況については説明いただいてもいいのでしょうか。

田中主査

幼稚園型の認定こども園に移行しようというご意思をお聞きしているのは、市内に2園ほどございます。幼稚園型認定こども園というのは、今の幼稚園の認可のまま、認定こども園としての認定を県から取るという形になります。

また、幼保連携型認定こども園というのは、今の幼稚園、保育園の認可を返上して、新しい施設として、幼保連携型認定こども園として認可を取ることになります。したがって、認定こども園でも類型が異なります。

なお、利用定員の一覧表資料にも掲載していますが、彦島地区でもう一園移行するとお聞きしているのは保育園です。認定こども園の認可の申請書はまだ出されておられません。

横山会長

利用定員の資料の中には、例えば王喜こども園が幼保連携型認定こども園と書いてあるのですが、それはまだ申請が出ていないため、予定ということでしょうか。

田中主査

利用定員の資料の表には、確かに6つほど、来年から公立のこども園に移行する予定の施設が入っております。

市立の施設については、市が設置しますので、認可という行為は伴いません。市が基準を充たして運営することになり、県に届出をするという形になります。

幼保連携型認定こども園の認可の申請については、この私立の4つの園が、公立については6つの園がございます。これは説明漏れで失礼しました。

公立のこども園については、この設置について現在、市議会に諮っており、今日が最終日でした。なお、設置条例は議決されたので、来年から設置することが一応決まったという状態でございます。

木村次長

補足しますと、下関市立の認定こども園については、この子ども・子育て審議会にて意見を聞くという法的な仕組みになっておりません。

ご報告は今までも差し上げていましたので、これについては設置条例というものを議案として、下関市議会のほうにお諮りをして、今日議決されました。

なお、彦島地区の私立の1園について認可申請がまだ出てきていないので、申請が出てきましたら、同じようにこのような資料をご提示して、また次の審議会でご意見をいただくという形になります。

委員

需給調整の中で、こども園は必要ないとなった場合には、取り下げることあるのでしょうか。

木村次長

定員設定において、この人数はありえないという話はあるかと思えます。

例えば、保育園が認定こども園に移行する際に、需要の見込みもないのに1号認定の定員を100人ほど設定するというものが出てくれば、それは認定こども園の枠としてもおかしい。そうなれば、これは認可にあたってのご意見ではなく、利用定員に係るご意見として、その枠はおかしいということ

をおっしゃっていただくということになります。

需給バランスをみていただきながら、利用定員の設定にあたっての議論の中で、この数は多すぎるのではないかとか、逆にもう少し多く設定してもらえないのか、あるいは少なく設定しすぎではないか、また公立施設で調整すべきではないかという話をいただければと思います。

あくまでも27年度については一応の確定情報ということで、今日のご意見を踏まえて利用定員を決めていくということになります。

28年度以降につきましては、私立施設の意向、公立施設の計画をもとに数字は入れておりますけれども、現時点、作成時点での見込みということで計画に反映していくことになります。

#### 委員

職員に関する基準について、直接従事職員を配置するという意味でしょうか。

大学側からすると保育士職は非常に厳しい状況、求人がたくさん来ても、なりたい人があまりいないという実情があります。

そういう時には、たとえばここにスケッチしてある予定人員が募集できたかどうかという確認はどのようにされているのでしょうか。

#### 田中主査

実際には、この認可申請は来年からの状況を前もっていただいているのですけれども、運営が始まったら給付がありますので、それに対する確認と市の監査によって、この状況については確認いたします。その時の状況を確認するという方法をとっています。

#### 横山会長

それでは、次に議題である利用の調整について、事務局から資料の説明をお願いします。

#### 栗原主査

こども育成課の栗原と申します。私からは2号認定と3号認定に関する保育の必要性の認定の流れと利用調整にかかるものを説明させていただきます。

資料は、表面が“2号・3号認定子どもの保育の必要性認定の流れ”、裏面が“利用調整について”という両面の1枚ものの資料、あと本日配付させていただきました支給認定申請書の様式と添付書類様式の資料です。市報の中にも施設利用の流れ図を掲載していますのでいっしょにご確認ください。

新制度にかかる2号と3号の認定の流れについてですが、昨年度までは保育園の入園の申込として1月から受付を開始していたのですが、来年度からの新制度の下での施設利用の手続きは、来月10月の下旬から受付を開始する予定にしています。このことにつきましては、市報10月号でもご案内しています。

1号から3号認定までのどのタイプの子どもであっても、施設利用にあたっては、子どものための教育・保育給付支給認定申請書について利用希望施設を経由して市に提出いただき、市から支給認定書が交付される仕組みが、これまでと大きく変わる、新しい仕組みとなります。

資料の支給認定申請書ですが、現物はこのように緑色の用紙となっており、お手元の資料はコピーとなっています。申請書の添付書類は、2号認定、3号認定を受けようとする方が、保育を必要とする証明としてご提出いただくものとなっており、勤務証明であるとか、民生児童委員さんに証明をいた

だく書類となっています。

申請書は、利用希望の施設を第1希望から第3希望まで記入できるようになっております。

これらの書類は、各施設、市役所、そして各総合支所の窓口で入手できるようになっております。なお、書類の配布時期につきましては、市報の中でご案内しておりませんが10月10日を目途に各施設に置かせていただく予定としています。

保育の必要性の認定の流れについてですが、申請に基づき支給認定証を交付した後、利用施設の利用調整を行ったうえで、利用施設の決定後、入所契約となります。

資料に、保護者の申請後のイメージ図を掲載していますが、まず の、お子さんが保育園等を利用するための事由に該当するかを確認します。保育を必要とする事由として1から10までの事由を紹介しております。もっとも多い事由としましては就労ということになるのかと思いますが、就労についての認定の要件としましては、これまでの取扱を変更いたしません。

続いて、保育の必要性が確認されすと、 の保育必要量の認定を行います。1日当たり11時間の保育時間の保育標準時間か、8時間の保育短時間の区分について認定を行います。

その後、 の順位付けとなりまして、市の定める選考指数に基づき順位付を行います。選考指数の中には、ひとり親家庭など優先的に利用が必要な世帯には、優先度に応じた調整指数がございます。順位付にあたっては利用希望の施設ごとに行っていきます。さらに保育標準時間、保育短時間の区分ごとに仕分けを行い、保護者の希望した第1希望から第3希望までの施設の順位付け表には、すべてその子どもの氏名があがってくることとなります。

この順位付に基づき の利用調整をすすめてまいります。具体的には申請者の利用希望施設、施設の空き状況等に基づき調整を行います。また、施設に対しては利用の要請を行い、確実に利用できるよう契約を結ぶこととなります。

資料裏面をご覧ください。利用調整についてですが、在園児につきましては保育の必要性の認定は行いますが、すでに保育園に在籍していることから利用調整の対象とはいたしません。また、利用調整にあたりまして、在園児優先の考え方につきましてもこれまでと変わりありません。そして、利用調整のあり方については、保育園や認定こども園等の施設類型を問わず、保育の必要度に応じた利用、受入が前提となります。

資料には、利用調整の例について掲載していますが、例えば、保育園を第1希望、認定こども園を第2希望とする保護者の方が、認定こども園を第1希望とする保護者よりも保育の必要度が高い場合、優先順位は前者の保護者が上位となります。このイメージ図が下の図となります。

1歳児の定員が19人というA保育園で、1回目の選考で在園児7人が内定していた場合、残り枠12人の利用調整を行います。A保育園を第1希望とする選考指数10点の方が4人、9点の方が4人、8点の方が4人、7点の方が1人と13人いらっしゃったとすると、この段階で8点以上の方12人がA保育園を利用できるというわけではありません。最高点が10点であると仮定しますと、まず10点の方4人が内定となります。第1希望がB認定こども園、第2希望がA保育園とする指数10点の方が2名いらっしゃり、B認定こども園の入所ができない方が2名あったとすれば、この2名は、先程の9点の方4名よりも優先されてA保育園に内定することとなります。また、第1希望のB認定こども園に入所できず、第2希望のC保育園にも入所できず、第3希望をA保育園としている指数10点の方が1名あったとすれば、A保育園に内定することとなります。指数が10点でA保育園を希望する方がなくなった時点で、指数9点の方々の調整を行います。A保育園を第1希望にする9点の方4名の内定を行い、最後の12人目の枠には、第1希望をC保育園、第2希望をA保育園とする指数9点の方が



内定となります。A 保育園を第1希望としていた指数8点、7点の方々は第2希望、第3希望の施設でさらに利用調整を行っていくこととなります。

この利用調整の流れにつきましては、これまでと特に変わる点はございません。以上です。

横山会長

ご意見、あるいは不明な点はございますか。

委員

きょうだい入所において、きょうだいの上のお子さんと下のお子さんが別々とされるケースはございますか。

栗原主査

選考指数において、きょうだい加算はより優先される指数でして、普通の指数よりは、高い点数となります。

横山会長

指数について、本日の資料の中にどこにありますか。

栗原主査

この指数表というのは、外には出しておらず、また現在、見直しをしている段階です。

現在、例えば、常勤の場合は10点の指数となっていますが、きょうだい入所で下の子が入ることになれば、プラス2点加算となり、10点常勤の人よりはより有利に入れることとなります。しかしながら、もちろん空きがなければどうしようもありません。

横山会長

この早分かりチャートに書いてある10項目以外に、そういう指数の点数が入るものがあるのでしょうか。

木村次長

保育を必要とする事由というのが1から10まで書いてありますが、どれかに当てはまれば、保育園なりに入れるという保育の必要性の認定を行います。

ただ、認定はもらえるのですけれども、たとえば要介護度であれば1から5までとありますが、保育を必要とする度合をどのように考えるかというところで、主観で判断はできませんので、常勤ならば10点、それからきょうだいがいれば、その園に入るには他の人よりも優先度が高いとうちは考え、加算点をプラス2点とするような選考指数を設けています。

このように、どのくらい保育を必要とするかを判断するにあたっての優先順位をつけるための指数であり、9点、10点といった指数の点数によって振り分けている、利用調整を行うのがこの表になります。

ですので、保育を必要とするという認定を受けても、認定を受けた方のすべてが希望する保育園に入れるとは限りません。希望人数が多い時には選考をかけなければなりませんし、抽選というもので

はなく、保育の必要性が高い方から順に入っていくための選考、利用調整を行っていきます。

横山会長

そのような状況の選考指数というものは、何が何点というのが、大変細かくあるのでしょうか。

木村次長

細かくあります。

横山会長

そのように細かく聞き取りをするのは、どのやってなさるのでしょうか。

木村次長

勤務証明書などの書類を提出いただくことになっております。

横山会長

書類で判断されるのですか。

木村次長

必要に応じて職員で聞き取りを行いますが、提出いただく書類が公正なものとして捉えて判断いたします。それからきょうだいがおられるといったことは、申請書の表に書いていただきます。

委員

2号、3号認定の利用調整というのは非常に大事な部分ですけれども、1号認定を希望する場合もそのような申請があるのでしょうか。

木村次長

認定にあたっては、同じこの申請書1枚です。保育を必要とする証明類の添付書類は必要ありません。

申請書の裏側の一番上に、施設記入欄があるのですが、幼稚園については、幼稚園にて選考しますので、幼稚園の内定状況を書いていただき、内定を受けた方はこの申請書を提出していただくことになります。

委員

1号、2号、3号認定も、全部この1枚なのですね。

木村次長

支給認定の申請書としては1枚です。ただし、1号認定のお子さんについては施設の利用申込書というものを兼ねておりません。

1号認定のお子さんについては、基本的には、私立幼稚園であれば別の申込書を持っておられると思いますので、そちらで申込みを受けていただき、そして人数が多ければそれぞれの幼稚園の定める

基準にしたがって、抽選や選考をしていただいて、内定を受けた方については、この申請書をお渡しして、裏に内定したこと、園がちゃんと受け入れるということを施設でご記入いただいて市に送っていただくことになります。

委員

各園の入所申込について、私立幼稚園はその幼稚園の様式があるので、そちらに書いていただき、保育園については、これで全部行うということですか。

木村次長

そのとおりです。保育園は市と保護者の契約となりますので、申請書が入所申込書と兼ねており、添付書類はいただきますけど、今まで通りこの申請書1枚ということになります。

横山会長

それでは次の議題の下関市の利用者負担、保育料の考え方についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

峰岡主任

私から下関市の利用者負担の考え方について、資料に沿って説明さしあげます。

幼稚園にしても、保育園にしても、認定こども園にしましても来年度からの入所手続について、これまで説明してきましたように10月の末から開始することを考えております。

どういった施設が市内にあるのかということを含めて、新制度を迎えて保育料がどうなるのかというところが保護者にとって、施設を選択される上で大きなポイントとなるものと思っております。

また、私立幼稚園の新制度への移行に関しては先程もお話がありましたが、新制度に移行されれば保育料については市の定める保育料を保護者にご負担いただくこととなりますので、その意味からも保育料がどうなるのかは施設にとっても一つの判断基準となるものと思っております。

保育料については、いち早く保護者あるいは施設に対してお示ししないといけないということから、この度議題にあげさせていただきました。本来であれば、先にこの審議会にご提示した上での公表の運びとしたのですが、前回8月の審議会の時点では、庁内での調整の最中でもあり、本日のご報告となりました。ご容赦ください。

事前に資料をお送りしていますので、ご覧いただいているかとは思いますが、新しい制度の幼稚園、保育園、認定こども園の保育料については、世帯の所得の状況に応じて負担額を定める、いわゆる応能負担、これが大前提となります。

設定にあたっては、国の基準を上限にして、下関市が負担額を定めることとなります。

資料の保育料一覧表をご覧ください。保育料は、1号認定、2号認定、3号認定と認定の区分によっても変わってきます。当然に、お子さんの施設を利用される日数、時間、あるいは年齢が認定区分によって異なってきますので、認定区分に応じて、また、世帯の所得、具体的には所得によりかかってくる市民税の負担額に応じて保育料を定めるようになります。

2号認定、3号認定について、これは現在の保育園の保育料がやはり所得に応じて、具体的には世帯の所得税に応じて定めておりますが、新制度では市民税に応じたものになりまして、下関市の保育料設定の考え方につきましては、現行の水準を維持する考え方としています。

では、1号認定の保育料につきましては、これまでの幼稚園の保育料というのは、それぞれの施設で定めておりました。したがって同じ幼稚園に通われる子どもたちの保育料は、均一のご負担となっています。一方で、私立幼稚園においては、就園奨励費補助という世帯の所得に応じて保育料、ご負担を軽減する補助金を出しております。幼稚園については、それぞれの施設で定めていた保育料について、新制度の下では1号認定という区分による、ご世帯の所得に応じた市の定める保育料をご負担いただくということになります。

そこで1号認定の保育料をどう設定するかですが、ご覧いただいています料金表の中で、市の案の額の隣に、国が考えています基準額を記載しています。見比べていただければおわかりいただけるように、1号認定にしても、2号、3号認定にしても国においては大変高い基準額となっています。2号、3号認定については、現在の保育園の保育料もそうなのですが、国の基準に対して市独自で軽減を図っております。すなわち保護者負担を市の財政負担をもって軽減しているわけです。1号認定の料金設定にあたっての、2号、3号認定と同様に、市の財政負担をもって国基準より引き下げて、保護者負担を軽減しようという考え方をもって料金設定したいと考えております。

また、公立施設を利用される保護者負担についても、同じ1号認定の料金で設定いたします。これまで幼稚園によって異なっていた保育料、公立、私立によって異なっていた保育料が統一されることとなります。現在、保育園に関しては、施設を問わず、公私立を問わず同一の保育料です。こちらの考え方と同じになるわけです。ただし、現在の公立幼稚園の保育料は6,300円です。新しい制度がスタートするとはいえ、現在、公立幼稚園に在籍されていらっしゃる園児につきましては、激変緩和を図り、経過措置を講じたいと考えています。

2号、3号認定の保育料は現行保育料の水準どおりと説明させていただきましたが、1号認定の保育料の額の設定は、同じ年齢である2号認定との整合を踏まえて設定しております。特に下関市では、公立施設においては、認定こども園を中心に施設整備していくことを考えており、また、私立施設の認定こども園への移行推進というものを考慮したときに1号認定と2号認定の保育料の整合が図られていなければならないと思いますので、これを踏まえて料金案を設定しています。

横書の参考資料1については、新制度において保育料、利用者負担が、どういう考え方に基いて位置付けられているのかを簡単にご案内したものです。時間の関係もございますので、詳細の説明は省略させていただきますが、利用者負担が、公定価格の一部、施設に入ってくるお金の一端を担うということをご理解いただけたらと思います。つまり市から施設にお支払いする施設型給付、そして保護者から徴収される保育料、この2つをあわせて公定価格が構成され、施設の収入になるというわけです。

参考資料2をご覧ください。先程の料金表の資料で様々な世帯の階層の区分を示していましたが、中で市民税の所得割額が169,000円未満のご世帯をモデル、一例として資料に掲載させていただきました。

現行、幼稚園については公立幼稚園が6,300円です。市内の私立幼稚園が平均して16,880円となっています。私立幼稚園の全国平均でいえば25,700円、中核市の私立幼稚園の平均では20,374円、県内の私立幼稚園の平均が18,312円といった状況にあります。では現在の市内の保育園はといえば、4歳以上児で26,900円、3歳児で31,300円、現在の国基準の3歳以上児が41,500円となっており、下関市独自で軽減を図っているという状況です。0から2歳児については資料のとおりです。

そうした中で、新制度における下関市の保育料については、市民税所得割額169,000円未満の世帯の1号認定の保育料として16,200円、2号認定の保育料として26,900円、3号認定の保育料として



40,000 円に設定することを考えております。

ここで1つ補足なのですが、現在の保育園の保育料においては4歳以上児と3歳児の保育料を分けて設定していますが、先程説明いたしましたとおり、1号認定と2号認定は同じ年齢区分であり、その整合を図る観点から、2号認定の3歳児と4歳以上児の料金を低額である4歳以上児の額に統一いたします。

なお、下関市の設定する額と国基準との差額、1号認定でいえば4,300円、2号認定でいえば14,600円につきましては、下関市の単市での負担となり、保護者に変わり施設に対して市が負担することとなります。ここが、先程お話ししたとおり財政当局との調整が難しかったという点でございます。

保育料の案につきましては、すでにホームページでも公表しております。最後の資料は、ホームページで掲載している内容を紙に落としたものですので、参考とさせていただきます。

なお、今回お示ししています保育料につきましては現時点での案とご理解ください。料金の確定にあたっては、予算の裏付けが必要で、27年3月に予算措置、条例整備も含めて確定してまいります。冒頭申し上げたとおり、来月から新年度の入所申込の手続が始まりますので、案として保護者の方々、施設に対してお示ししているところです。

また、やはり保護者の申込手続きにあたっては、市内にどんな施設があるのか、新制度の幼稚園、現行どおりの幼稚園、どんな保育園、そして認定こども園があるのか、こちらにつきましても保護者に対して、ホームページあるいはリーフレットで一覧表にまとめて示してまいりたいと考えておりますので補足させていただきます。

委員

どこまでホームページに載せるのでしょうか。これを全部出すのですか。

峰岡主任

先程ご確認いただきました利用定員までは、難しいのではないかと考えております。

委員

例えば、新制度の幼稚園、あるいは現行のままというところまで載せるのでしょうか。

峰岡主任

認定こども園でもいわゆる幼保連携型、幼稚園型なのか、あるいは幼稚園の中でも新制度に入られる幼稚園なのか、入られない幼稚園なのか、新制度に入られる、入られないで保育料も変わってきますので、そういったところも踏まえて、保護者に選択肢としてどのような施設があるのかということをお示ししたいと思います。

横山会長

ありがとうございます。皆さんいかがでしょうか。

委員

経過措置は、現在入っている子どもたちが卒園するまでという、3年間の経過措置ということでしょうか。

峰岡主任

現在、公立幼稚園においても3年保育を実施しているところがあります。来年からと考えれば、最大で経過措置は2年間となります。

委員

2号認定と3号認定だけでなく、今度は標準時間、短時間といった区分があるのですが、例えば短時間で利用する2号認定の保育料と、それから1号認定の人が預かり保育を利用する場合、おそらくどちらの負担が得か損かという話が必ず出るだろうと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

峰岡主任

現在、幼稚園でされている預かり保育は、新しい制度のもとでは一時預かり幼稚園型というものに移行していくと、その一時預かりの制度の概要が先日本国から示されました。

ご指摘のように、例えば1号認定で施設を利用している方が、毎日、さらに土曜日もこの幼稚園で行うサービスの一時預かりを利用した場合、どちらが得なのか、負担部分が大きいのか少ないのかといったところを考えた時、その整合が取れるように一時預かりの料金、ご負担部分を当然設定してまいります。

具体的に言えば、幼稚園で一時預かりを月曜日から金曜日、そして土曜日もご利用された場合、当然、2号認定の短時間のご負担よりも大きくなるのが当然だと思います。

細かい部分は、またご報告いたします。

委員

2号認定の考え方について、3、4、5歳と隔てなく一律でということですがけれども、3号認定の0、1、2歳についても同様でしょうか。

峰岡主任

現在もそうですが、運営費は異なりますが、保育料は一律です。

委員

お金に関することが、詰まる所一番関心が高いところだろうと思います。

下関市が子育てしやすいまちだということをアピールするよりも、おそらく利用するお父さんお母さん方にとっては、この金額というのが一番関心のあることだと思います。

例えば、関東のほうでは、医療費を何歳児まで無料にするかというのを近隣の市で競っているという記事が新聞紙上に出ています。

そういう意味では、例えば山口県の中で宇部市、山口市、周南市、あるいは近隣の北九州市と比べた時、下関市のレベルはどの位置にあるのでしょうか。

このような数字を示されても、私は客観的によくわからないので、相対的にはどのような状況なのでしょう。

峰岡主任

現在、新しい制度での保護者の負担部分をどうするか、検討については、どこの自治体でも一斉に

されています。

このように下関市はようやく9月中旬に案としてお示しすることができたのですが、他の自治体ではまだ議論の最中であって、具体的に公表しているところは全国でも数市しかございません。

山口県内各市もまだ検討中でございますし、北九州市についてもまだ情報がない状況です。

北九州市もやはり私立幼稚園が多く、北九州市内の私立幼稚園の保育料の平均額は、国の示している基準より少し下がるくらいの額だとお聞きしております。なお、北九州市には公立幼稚園は8園ございます。

そのようなことを踏まえて、どのように料金設定をされるのかというのは、情報がないため比較が今はできない状況でございます。

もしかすると近隣の都市においては、この下関市の料金表案を見て検討されるところがあるかもしれません。

横山会長

お金の問題は、なかなか難しいところだと思います。私立と公立の差があまり開いてもいけないので難しいです。

委員

未移行の幼稚園については、従来通りの保育料体系ですので、それとうまくやっていかないといけないと思います。

委員

そうです。整合性は大切です。

保育料も大事ですが、一方で保育内容も重要です。料金が注目されがちですが、それよりも中身の問題が大切だと思います。

横山会長

内容と金額と、保護者が選ぶ時にはいろいろな基準があつていいとは思いますが。

委員

これは安いと思います。

横山会長

他市の人に聞いてみると、これほど進んでいるところはどうも下関市だけのようです。

委員

私も共働きで3人育てて、保育園に0歳から3歳に2人いた時期があります。

構成比率において3号認定で一番多いのが700万未満のランクとなっておりますが、おそらく共働きでしたら、このあたりになると思います。そうなると8万円になるのでしょうか。

横山会長

小さい子を2人預けるとそうなると思います。

委員

しょうがないのかもしれませんが、そういう意味では非常に大きいです。

木村次長

3号認定については、3歳未満児なので県の多子軽減があります。

横山会長

1人目は4万円だけれども、2人目は4万円ではないということでしょうか。

委員

2人目は半額、3人目は無料です。

横山会長

それなら、たくさん子どもがいても大丈夫です。

それでは、もしご意見がなければ、次にいきます。

田中主査

利用定員については、一応先程お話をさせていただいているのですが、次の支援事業計画につながりますのでご説明いたします。

前回、支援事業計画素案というのを初めてご確認いただきました。そこから大きく変更したところを最初にご案内したいと思います。

三原主査

こども家庭課の三原と申します。

量の見込と確保の方策ということで、本日お配りしました資料の95ページをご覧ください。(11)放課後児童健全育成事業について、追加内容が大きく2つございます。

1つ目は放課後子ども教室との連携についてでございます。本年7月末に文部科学省と厚生労働省の連名で、放課後こども総合プランについての通知がございました。

このプランの趣旨、目的は、全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるというものでありまして、本市においても同様の視点で事業を進めて参りたいと考えておりますので、今回の一文を追加いたしました。

2つ目は、前々回の審議会でもご意見をいただきましたが、利用時間の延長についてです。現在は、平日午後6時まで、土曜日は、午後1時までとなっておりますが、平日の利用時間延長及び土曜日の終日化を予定しています。平日の時間延長につきましては、利用者アンケートに基づき30分の延長を考えています。これにつきましては、9月議会に上程しています放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定める条例においても開所時間の規定があり、これを充たすものです。



次に資料97ページをご覧ください。地区ごとの放課後児童クラブの量の見込と確保の内容を記載しておりますが、一番下の豊北地区について、確保の内容の数値を改めています。前回の審議会では231人とお示ししていましたが、正しく訂正いたしましたして188人となります。なお、訂正後においても量の見込に対して、確保の内容が上回っております。

放課後児童クラブに関する変更点は以上となります。

藤堂主査

こども家庭課の藤堂です。

今ご覧いただいている資料、92ページをご覧いただきたいと思います。(9)病児保育事業に関してですが、若干数値を変更しておりますので報告いたします。

量の見込の数値について、数値を減らして今回あらためて提示させていただいております。量の見込の数値につきましては、アンケート調査に基づいて試算した数値なのですが、当初、子どもを見てもらう際の祖父母や友人の負担が大きい、心配が大きいと回答された世帯についても、病児保育を利用される量の見込として計上していたわけですが、心配はありながら祖父母や友人を頼りにできる家庭でもあることから、その家庭について量の見込から外させていただいた関係で、若干数値が変わっております。

確保の内容については変更しておりません。平成31年度までに新たに1か所開設できるよう、医療機関等に働きかけを実施することで、31年度には供給量が量の見込を上回るものと見込まれるところです。

川口主幹

こども育成課の川口です。

今ご覧いただいております資料の36ページをお開きください。あらゆる状況にある子どもへの支援について取組と現状を紹介させていただいておりますが、本日お配りしました1枚ものの資料もご用意ください。波線を引いている部分について、記載項目を追加させていただきました。

ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給などのほかに、障害のある子どもの家庭に対しても特別児童扶養手当等の支給など、あらゆる状況にある子どもへの支援にかかる取組として追加で掲載させていただきました。

また、障害手帳の所持状況として、精神保健福祉手帳所持者についても現況を追加で掲載しています。なお、22、23年度については年齢別の統計がございませんでしたので、24年度以降の数値だけお示ししています。

資料裏面ですが、相談会の実施状況について、療育相談会の実施状況だけ掲載していましたが、発達クリニック、子どもの心とからだの相談室といった相談実績を追加しました。また、実際に支援が必要なお子さんに対する施策としての通級指導教室の実施状況、障害児に対するサービス、事業所のか所数を追加させていただいております。以上です。

田中主査

最初に前回提示いたしました資料から変更させていただいた点についてご説明させていただきました。

続けて本日お配りしました第5章の資料の説明でございまして、13事業である地域子ども・子育て

支援事業についてお話をさせていただきたいと思います。

各施設の認定こども園への移行などのご意思を調査するために、それぞれの施設をお訪ねしてお話をさせていただいたところ、ずいぶんご意向が変わってきています。先週末確認した時点で、少し前の状況と変わっているという状況もございました。13事業の一時預かりのうち、幼稚園型の一時預かりの事業、延長保育だとか、実際に状況が変わると、実施する施設数が変わってまいります。今回のお渡しした表に、そこが全く反映できませんでした。

ですので、少し時間をいただくのですが、パブリックコメントに出す時までにはこれも整理をして、委員さんにもお送りして見ていただきたいと思います。少し時間をおかなければ、また動く可能性もございますので、申し訳ございませんがそのように進めさせていただきたいと思います。ご了承をお願いします。

それでは、教育・保育施設の需要と供給に関して、量の見込みと確保の内容のところでございます。先程、彦島地区はお話しましたので、本庁地区はぜひ見ていただきたいと思いますところでございます。61ページ、62ページでございます。

本庁地区の状況でございますが、表を見ていただきますと27年度の1号認定についてはプラスとなっておりますが、2号、3号についてはマイナス、28年度、29年度も同様です。30年度からはプラスに転じる数値になっております。中身はと申しますと、27年度に幼稚園が1園、28年度に幼稚園が1園、29年度には3つの保育園が認定こども園に移行するという見込を織り込んでおります。数値に大きく影響するのは、幡生ヤードに6つの施設を統合して29年度に運営を開始する認定こども園かと思っております。

続いて長府地区をご覧くださいと思います。65、66ページです。長府地区の状況は、27年度は3号がマイナスとなっております。28年度もマイナスとなっておりますが、29年度からプラスに転じる状況です。来年度に幼稚園が2園、29年度から保育園1園が認定こども園に移行する、31年度には幼稚園と保育園を統合して認定こども園に移行するという計画を織り込んでこのような数値となっております。

市内で数値的にもっともきつい状況なのが69、70ページの川中・勝山地区でございます。需要に対して施設が足りない状況がみられます。1号については29年度で需給関係がほぼ一致するという計画です。保育が必要な2号、3号については30年度までマイナスがとれない状況です。この確保方策については、28年度に保育園が1園、幼稚園が1園認定こども園に移行することを織り込みました。また、平成29年度に幼稚園1園と保育園1園を統合して認定こども園へ移行する計画も反映させてこのような状況で、31年度にはマイナスがとれています。

このように全10区域について掲載しておりますが、29年度にマイナスとなっているのは本庁地区と川中・勝山地区の2地区となっております。いろいろと事業者さんともお話しさせていただいて、おおよその見込ではありますが、これを織り込んだ計画としています。

A3版の利用定員の資料もご覧いただきましたが、27年度についてはこの利用定員を支援事業計画に反映させて、移行されない幼稚園については直近の園児数の数値を確保内容としてあげさせていただきました。28年度以降につきましては、認定こども園に移行される予定がある施設以外は、同じ数値を引っ張るかたちで計画の数値としております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

横山会長

数の見込みというのはあくまで見込みですし、子どもの数が増えるのか、減るのか予測を立てての数字でしょうから、必ずしもこの数にはならないと思います。

委員

小学校のいわゆる預かり保育は、たとえば、午前中でもお帰りの時まででも、その日にお願いしたら預かっていただける制度なのでしょうか。

西川次長

児童クラブは、一応入会が必要となりますので、その日に急に預かるというのは行っていない状況でございます。

委員

単位はどのくらいですか。

西川次長

月単位になります。保育が必要な状況を確認した上で、入会していただくということになります。月額の利用料をいただいておりますので、月単位という形でございます。

委員

入会となれば予約ということですね。

西川次長

入会されれば、いつでも利用できます。

委員

確かにそれもいいのですが、急に下の子が病気になった時、上のお兄ちゃんの1年生ぐらいの子を急ぎょ預かってもらえるような即効性のあるものを、今後は考えていらっしゃるでしょうか。

西川次長

児童クラブには条件がございますけれども、それ以外の支援策として、ファミリー・サポート・センターという事業がございますので、そちらで1時間いくらかでお手伝いいただくことができる制度もございますし、本人が病気であれば、病児保育所に入らせていただくなど、そのような制度をご利用いただくことができます。児童クラブでの即効性というのは難しいと考えております。

委員

ファミリー・サポートもいいですが、小学校の児童クラブが一番助けやすいし、助けてもらいやすいかと思いますが。

西川次長

ファミリー・サポート・センターの事務所自体はひかり童夢の中にございますが、全市内に提供会員さんに登録していただいておりますので、近い方に助けていただくというような事業でございます。

委員

放課後児童クラブについて、豊浦、豊田、豊北は拠点化をしていこうということで、なかなか近くに見ていただく人がいない方にとって、特に豊北地区は広いですから7地区くらいありますので、これが1箇所ということになると、なかなか難しいのではないかと思います。

西川次長

拠点化につきましては、放課後の学校が終わってから、またどこかの学校で集約して1箇所でみょうというようなことを考えているわけでございますが、一応、そこまでに行く移動手段の確保というのは、何らかの対策をしないといけないと考えております。

お帰りの時は、ほとんどが保護者の方にお迎えに来ていただくということになりますので、そのような形での拠点化を考えております。

委員

要望ですけれども、利用しやすい児童クラブにしてあげれば市民は助かるのです。

核家族が進んでいますし、おじいちゃん、おばあちゃんが近くにいないという家庭や、転勤族の方がたくさんいらっしゃいます。

そのような方と子どもをケアすることによって、お父さん、お母さんのハートのケアになり、そうすることで一番幸せになるのは子どもです。お母さんのハートがすっきりとした中で子どもに接していただくことのほうが、子どもにとっても一番幸せです。

大変だとは思いますが、できたらもう少し利用しやすくなる方向を出していただけたらと思います。

横山会長

山口市では保育園が児童クラブを持っているところがありますが、下関市には保育園に児童クラブがあって、下の子がその保育園にいて、お兄ちゃんがそこに来て、帰るまで一緒にそこにいるというようなことはないのでしょうか。夏休みも保育園の一室に児童クラブがあって、子どもはお母さんが来るまでそこで過ごし、子ども達が保育のほうにも関わっているというような様子を見たことがあります。

そのようなことは下関市では考えていらっしゃらないのでしょうか。

委員

うちの園はそれをやっています。ただし園児だけに限定しております。夏休みには小学生が5、6人、多い時は10人くらい来ておりまして、そうするとお母さんは助かるのです。

何とかいい方法を考えていただければと思います。

西川次長

そのようなことができればいいと思うのですが、現実、うちは小学校の空き教室でやっていますし、

1 か所民営、社会福祉協議会で行っていただいております、民家を使っているという状況がございます。

将来的には、保育園にお願いしたり、民設民営もできればとは考えております。

横山会長

神戸のような事件があると、子どもが1人で家にいる時間が長ければ長いほど、親御さんの心配が増えます。

委員

ここで発言することではないかもしれませんが、先程の病児保育の件について、事務局も苦慮されておられるようでしたが、おばあちゃんにみてもらえる方もいますが、みてもらえない方もいらっしゃいます。

やはり、ここは企業に対して市から全面的にお願いをして、休みを取りやすくなったり、病気の時は早く帰れるような空気とか、雰囲気づくりが大事だと思います。

そのような時に、今後、何か行動を小さくても起こせないかと思っています。

これで終わりではなくて、ぜひとも病児保育においては、もちろん、本来であれば、お母さんお父さんにみていただけるのが一番です。それができないから病児保育が必要なのですが、本来みるべき人にみてもらえるような流れも必要なのではないのでしょうか。

横山会長

確かに、病児保育は看護師さん、保育士さんの看護というのが難しいです。

お医者さん達も一生懸命やられても、働く現場の人が大勢の必要な時もあれば必要ない時もあり、そのような方達の雇用の問題やお金の問題も、すべて先生にお任せというのではなかなか難しいことですし、前に進みません。

木村次長

病児保育事業を活用していくというよりも、委員が言われたように、子どもさんが病気の時は、両親のどちらかが仕事を休んで子どものそばにいてあげることが、本来、子どものためになるべき姿であるということは、先日の次世代の協議会でも話が出ておりました。ワーク・ライフ・バランスということで、車の両輪で、保育サービスをどんどん増やせば、子どものためになるということではないと思います。

もちろん、家に1人で置き去りにするよりは、病児保育を利用されるのももちろんいいのですけれども、それよりも必要な時には休めるほうがよりよいという視点を持って、そちらのほうも働きかけていくということも必要ではないかと私としても考えておりますし、次世代の協議会のほうでも、そのような意見が委員さんの中から出ましたので、ご報告をさせていただきます。

横山会長

やはり、そのためには包括的な見方が必要です。働く人も、親も、子どもも、企業も、経済優先だけではやっていけません。

ありがとうございます。他にご意見がございましたら、事務局から連絡をしていただきます。



田中主査

最後に、27年度の利用定員につきましては、大変時間が短かったのですけれども、一応見ていただき、ご意見、ご承認をいただいたということですのでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

最後になります。連絡事項でございます。今後の審議会でございますが、予定としてはパブリックコメントを10月に実施するとしております。実際、10月後半、または11月となると思います。その結果を受けたら、支援事業計画に結びつけなければいけませんので、この会議に当然また諮ることとなります。

もう一つは認定こども園の認可の申請の出具合によって、やはり審議会の意見を聞かなければいけないので、その両方の進捗状況でご案内をさせていただきたいと考えております。年内、あるいは年が明けてからというタイミングなのではないかと思っております。なるべく早くご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

それからもう1件は、新制度についていよいよ来年度の入園・入所の受付が始まる時期でございますが、広報について状況をご報告だけさせていただきます。

本日お配りしました10月1日号の市報で、園への入園手続というのを主に説明をさせていただいております。実際に保護者にとりましては市内に認可施設がどこにどのようなところにあるか、保育料について、その2点が市報には入っておりません。

別途案内のリーフレットを事務局で印刷をして、なるべく皆さんの目に届くところ、手の届くところに配布するように考えております。なるべく10月の中旬までぐらいに印刷をして配置をしたいと考えております。

また委員さんもお世話になりました、児童館3箇所、母親クラブのほうでも説明会をさせていただきまして、ありがとうございました。

同様の説明会は、8月30日に菊川、豊浦の2か所で説明会を実施したところです。

今度、10月15日に環境みらい館で新制度、入園手続などの説明会をさせていただくという予定も組んでおります。

木村次長

環境みらい館で説明会をするにあたり、保育園、幼稚園、児童館、支援センターにはリーフレットを置かせていただきたいと思います。

それから今日、小児科、内科でも小児を診るようなところにもリーフレットを置かせていただく運びになりました。

一応、保護者説明会と銘打っておりますけれども、どなたでも参加いただけますし、10月15日の午前10時からしものせき環境みらい館の第1研修室にて行います。託児もいたします。

託児については、こちらで保育士の手配をしますので、こども育成課にお申込みをいただきたいと思います。託児が必要な場合は、当日でけっこうですので、事前申込の必要はございません。すでにホームページにはアップしておりますので、またご確認ください。よろしくお願いいたします。

横山会長

保育料に関することや、どこにどのような施設があるのかということ、新しく赤ちゃんが生まれた人にはどのようにお知らせしているのでしょうか。

“ちゃいるど”がございまして、それは全戸に配布しているわけではなくて、すでにもらっている

人もいるとは思いますが、新しい子ども達には手渡されていないように思います。行けばもらえるのかもしれませんが、出生時などにもらっているのでしょうか。

木村次長

出生届を出す時や転入して来られた方にはお渡しする仕組みにはしております。

横山会長

その時に幼稚園、保育園のリスト及び保育料はどのようになっているのかわかるものが一緒に入っていると、赤ちゃんが生まれた方達に親切ではないでしょうか。

木村次長

保育園と幼稚園のリストは、ちゃいるどの中に入っているのですが、保育料については新しい仕組みですので、難しいかもしれません。生まれてすぐに保育園のことを考えられるでしょうか。子育て支援センターについての説明があったほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

横山会長

情報は早いほうがいいのではないのでしょうか。

委員

実際、石川県、富山県では、かかりつけの保育園、かかりつけの幼稚園という“マイ保育園”というものがあるようです。

木村次長

“マイ保育園制度”に関しては私も調べていて、おもしろいと思っていました。マイ保育園、マイ幼稚園、マイ認定こども園というところで、考えてはいきたいと思います。

“ちゃいるど”自体について、施設の移行についてある程度確立すれば、リニューアルしていかねければと思っております。またリニューアルするにあたっては、それを挟み込むということも含めて、検討させていただきます。ありがとうございます。

委員

先日、お腹が大きくて出産前の動けるうちにいろいろな保育園の情報を集めたいということで回っておられる方がうちに来られたのですが、いろいろな保育園のお話を聞かれるのですが、結局、保育料について必ず最後に聞かれます。

やはり、先の計画をいろいろと考えるには、お金というのが非常に重要な要因に感じます。

山崎課長

妊娠の時にとてもたくさん資料があるので、ご要望に応じてお出しするようにはしております。

木村次長

母子手帳をお渡しする際にいろいろな資料を出しております。

横山会長

それでは、時間が過ぎてしまいました。本日も大変長い時間ありがとうございました。次回もまたよろしく願いいたします。